

令和四年度第八回（十一月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第8回総会議事録

1 開催日時 令和4年11月28日(月)開会 午後2時00分～閉会 午後2時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (14人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 2番 久保 繁 3番 中尾貞治 5番 立森和富

6番 前田貞松 7番 中川一範 8番 松尾正晴

10番 山口勇満 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 18番 野副栄治

4 欠席委員 (6人) 1番 池田つや子 4番 久本純造 9番 長谷川 博
15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 主 任 半田智也 事務職員 中山幸一
事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第8回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、1番・池田つや子委員、4番・久本純造、9番・長谷川博委員、15番・澤久進委員、16番・周防克己、17番・池田武弘委員から、欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に5番・立森和富委員、12番・松本秀徳委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、長田地区、長田町の農地3筆、計1,900㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は13,415㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。

2番、長田地区、長田町の農地2筆、計1,036㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は16,737㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。

3番と4番は譲受人が同一のため、併せて説明いたします。

3番、長田地区、長田町の農地1筆、1,910㎡、

4番、長田地区、長田町の農地1筆、512㎡、計2筆2,422㎡について、耕作に便利のため3番は贈与、4番は購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,622.94㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクタ

一や軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、森山地区、森山町田尻及び森山町杉谷の農地28筆、計17,132㎡について、農業に精進するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は21,986㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、74㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,674㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番から4番・長田地区担当の委員さん補
足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、ミニトマト等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番及び4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地と購入する農地において年間を通し、キウイや玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番から4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することにご異議あり
ませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することに決定いた

します。

議 長
委 員

次に、5番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、きゅうり等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長

5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長

ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長
議 長
委 員

ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

小長井地区の委員ですけれども、高来地区の委員さんが体調不良等により欠席されていますので、11月24日に開催された地区別協議会で協議した結果を申し上げます。

6番の農地は高来地区の農業委員と推進委員が確認しました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、大根・白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長

6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長

ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長
(議案第2号)
事 務 局

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、多良見地区、多良見町西川内の畑1筆237㎡について、住宅用地(農家住宅)の拡張とする追認の申請です。農地区分は調整区域、農振白地です。申請地ですが、平成29年頃から農家住宅の敷地の一部として利用しており、顛末書の提出がっております。雨水については道路側溝へ放流し、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号の説明がありましたので、1番・多良見地区担当の委員さん補足説明

をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を説明します。

1番は、昭和61年8月27日付け長崎県指令61第6461号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。本件は高来地区、高来町汲水の田2筆、計132㎡を隣接する宅地と共に購入し、申請地に車庫を設置するものです。申請地は、過去に倉庫用地としての転用履歴があつておりますが、地目変更がされていなかったため、今回転用目的と申請人の変更をする計画変更承認申請です。以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、目代町の畑1筆668㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は盛土を最高0.4m、切土を最高1.6m行いますが、元々の地形の3段構造をそのまま利用する形となります。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。面積超過となりますが、高低差が約6mあり残地が残っても進入路の問題、購入希望者もおらず、譲渡人も当該農地しか所有していないため、やむを得ないものと判断します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については

融資証明書で確認しております。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、諫早地区、目代町の畑1筆170㎡と併用地として原野の一部420㎡を、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは47枚設置し、パネル設置面積120㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、雨水排水については自然流下で東側にある水路へ放流します。市水路管理者とは協議済みです。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明書で確認しています。

3番、小栗地区、栗面町の田1筆531㎡について、特定建築条件付土地2区画とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、令和3年10月4日付けで転用許可をした所の隣接地です。造成については盛土を最高2m施し、擁壁を設けます。雨水は水路へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく水路へ放流する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、小栗地区、栗面町の畑1筆386㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、小栗地区、小ヶ倉町の畑1筆167㎡について、祭事用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、弘法大師を祭る祠等を整備し祭事用地とするものです。土地には高低差があるので、盛土を最高1.4m施し、土砂等の流失を避けるため、コンクリート擁壁や練石積を施します。雨水については自然流下で既存の側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

6番、小栗地区、川床町の畑1筆277㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は行わず現状のまま利用します。雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置する計画となっております。

隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

7番、小野地区、宗方町の田1筆454㎡について、住宅用地（農家住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建の住宅を建築するもので、土地の造成は無く現状のまま利用します。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接農地は無く、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

8番、真津山地区、久山町の田及び畑2筆計287㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は盛土を最高0.3m施し、ブロック擁壁を設け土砂の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水等については合併浄化槽を設置する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

9番、長田地区、白浜町の畑1筆161㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、上水・下水の2管が通る道路に面し、保育所・病院等からおおむね500m以内にありますので、第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

10番、長田地区、白浜町の畑1筆563㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。法面部分等を除いた有効利用面積は545.77㎡となります。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は行わず現状のまま利用します。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認しております。

11番、森山地区、森山町上井牟田の畑1筆116㎡について、住宅用地（敷地の拡張）とする転用申請です。既存の敷地は383.29㎡で合計の499.29㎡となります。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、併用地にある住宅を10年ほど借用してきましたが、今後のことを考え購入に向け

た準備を進めている際に、隣接となる当該申請地が農地であることが判明したため申請するものです。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しております。なお、当該地は令和4年4月25日付けで農用地区域からの除外決定がなされております。

12番、飯盛地区、飯盛町の畑1筆64㎡について、住宅用地（一般住宅）の拡張と一部追認とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、平成21年3月に自宅を建築した際に、申請地の一部に越境していたもので、この度の追認申請がされ、顛末書の提出がっております。造成は無く、雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、本件にかかる追加の資金はありません。

13番、高来地区、高来町法川の田1筆1,410㎡について、住宅用地（共同住宅）とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建のアパート4戸を1棟と10戸を1棟建築する計画です。造成については、盛土を最高0.3mに留めコンクリートブロック及び擁壁設置により土砂の流出を防ぎます。雨水は敷地内に側溝を整備し道路側溝へ放流、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については、領収証、融資証明書、妻からの貸付証明書で確認しております。また、環境保全条例に基づく事前協議完了届出書が添付されております。

14番、高来地区、高来町汲水の田2筆132㎡について、住宅用地とする転用申請です。併用地となる既存の宅地は300.84㎡あり、合計432.84㎡となります。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、併用地にある住宅の購入とあわせ、隣接する当該申請地に車庫を建設するための申請です。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については、父からの融資証明書で確認しております。

15番、高来地区、高来町峰の田4筆、計765.17㎡について、住宅用地（一般住宅）及び資材置場用地とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買及び贈与、農地の立地基準については、小江深海出張所からおおむね300m以内にある農地となりますので第3種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建ての住宅及び倉庫を建築し、資材置場を併設するものです。土地の造成については、住宅及び倉庫部分の盛土を最高1.0m施し、擁壁を設け土砂の流出を防ぎます。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明書及び母からの融資証明書で確認しております。

16番、高来地区、高来町溝口の田1筆1,812㎡と、併用地として雑種地

101㎡を合わせた計1,913㎡について、資材置場用地（敷地の拡張）とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定20年、農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当しておりますが、市街地に設置することが困難又は不適当な施設に該当するため不許可の例外に該当しております。申請地ですが、現在の事業所の隣接地となります。資材置場用地として利用するもので、土地の造成は盛土を最高1.2m施し、法面成形を行い土砂の流出を防ぎます。雨水について、北・西側は素掘り側溝、南・東側はU字溝を設置し、また、河川への接続箇所には3槽式の沈殿槽を設置します。汚水等については発生いたしません。隣接する農地はありませんが、地元自治会及び周辺地権者に対し概要説明及び協議を行っております。資金については残高証明書で確認しております。また、環境保全条例に基づく事前協議完了届出書が添付されております。

17番、高来地区、高来町富地戸の畑1筆321㎡について、物置及び貸駐車場用地5台分とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第3種農地に該当しております。譲受人ですが、母親が高齢となり、既存の駐車場では狭く、事故をしかねない事、週末に県外に出ている長女夫婦が帰省した時に周囲に駐車場がない事、勤めている建設会社の現場管理のため荷物を積んだ社用車で通勤したいが、駐車場が無くて困っているとの事で、駐車場用地に転用するものです。申請地については、造成はなく現状のまま利用します。雨水については水路へ放流し、隣接農地は無く、資金については通帳の写しで確認しています。議案第4号については、以上となります。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番から6番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 3番から6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議
 ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定い
 たします。
- 議 長 次に、11番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、
 土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
 す。ご審議
 のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありま
 せんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたしま
 す。
- 議 長 次に、12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、
 土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
 す。ご審議
 のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありま
 せんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたしま
 す。
- 議 長 次に、13番から17番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 小長井地区の委員ですけれども、高来地区の委員さんが体調不良等により欠席さ
 れていますので、11月24日に開催された地区別協議会で協議した結果を高来地
 区の委員に代わりまして説明します。
 13番、担当地区の農業委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議し
 たところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
 す。
 14番、担当地区の農業委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議し
 たところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
 す。

15番、担当地区の農業委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

16番、担当地区の農業委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

17番、担当地区の農業委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 13番から17番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番から17番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番から17番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第5号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、幸町及び仲沖町・小栗地区、鷲崎町の農地5筆計10,057㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番と3番は借人が同一の案件です。

2番、小野地区、小野島町の農地2筆、計2,503㎡、

3番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,873㎡、計3筆5,376㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,317㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,376㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイショの生産を主体に経営されています。

6番と7番は借人が同一の案件です。

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、3,056㎡、

7番、飯盛地区、飯盛町後田及び上原の農地4筆、8,343㎡、計5筆11,399㎡について、引き続き農業経営を行うため、6番を賃貸借10年で、7番を賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイ

シヨの生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、4,730㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイシヨの生産を主体に経営されています。

9番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,135㎡について、引き続き農業経営を行うため使用貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイシヨの生産を主体に経営されています。

10番、飯盛地区、飯盛町中山の農地3筆、計4,846㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイシヨの生産を主体に経営されています。

11番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、4,877㎡について、引き続き農業経営を行うため賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参・バレイシヨの生産を主体に経営されています。

12番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、1,142㎡について、農業経営規模拡大を行うため賃貸借20年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、ソバ・水稻の生産を主体に経営されています。

13番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、1,761㎡について、農業経営規模拡大を行うため贈与を受ける申出です。申出人は、人参・バレイシヨの生産を主体に経営されています。

以上、1番から13番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第5号については、以上となっております。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の14番から22番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号の14番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、計2,535㎡を、議案第6号の1番に賃貸借10年で新規に設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイシヨ・人参等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、2,535㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に設定する農用地利用配分計画です。権利の設

定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の16番、長田地区、白原町の農地2筆、計1,936㎡を、議案第6号の3番に賃貸借10年で新規に設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17番、森山地区、森山町本村及び森山町田尻の農地4筆、計21,021㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は水稻、麦等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の18番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、6,028㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の19番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、5,913㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の20番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、788㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の21番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,736㎡を、議案第6号の8番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、バレイショ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の22番、高来地区、高来町三部壺の農地2筆、計3,211㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻の農地3筆、計10,711㎡、森山地区、森山町田尻の農地1筆、3,386㎡について、議案第6号の10-1番及び10-2番のとおりに、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、野菜等の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である3年11か月となっています。

以上、第5号議案の14番から22番までの申出は農地中間管理事業の実施に係

るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から10番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。議案第5号の14番から22番と議案第6号については、以上となっております。

議長 議案第5号の14番から22番、また、議案第6号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の14番から22番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の14番から22番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

有喜地区から1件、本野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から3件、飯盛地区から2件、合計8件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小栗地区から1件、小野地区から2件、森山地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、小栗地区の1件が贈与するため、小野地区の2件のうち1件が双方合意により解約するため、小野地区のもう1件と森山地区の1件は都合により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、小栗地区、平山町の畑1筆745㎡を資材置場用地にする売買の届出です。

2番、小栗地区、鷺崎町の畑1筆243㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、小栗地区、鷺崎町の畑1筆282㎡を住宅用地にする売買の届出です。

4番、小野地区、小野町の宅地、現況地目が畑1筆20.07㎡を住宅用地にする売買の届出です。

5番、真津山地区、真崎町の田及び畑10筆、計5,487㎡を、住宅用地23区画の分譲宅地及び駐車場にする売買の届出です。

6番、多良見地区、多良見町化屋の畑1筆158㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、多良見地区、多良見町佐瀬の畑1筆、215㎡の内50㎡に、農業用倉庫を設置する届出です。

2番、森山地区、森山町杉谷の畑1筆、78㎡に、農業用倉庫を設置していた追認の届出です。

3番、飯盛地区、飯盛町中山の田1筆、637㎡の内90㎡に、農業用施設（堆肥置場）を設置する届出です。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、高来地区、高来町善住寺の田1筆1,587㎡の内197㎡について、生産性が低いため、嵩上げし田畑転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行う届出がっております。工事後は、キャベツ・ジャガイモを作付する計画となっております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区から3件、本野地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計6件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	6件。
議案第2号	農地法第4条許可	1件。
議案第3号	農地法第5条許可後の計画変更承認	1件。
議案第4号	農地法第5条許可	17件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	22件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	10件。

以上、審議件数は、全部で57件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 それでは、これもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第8回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____